

履歴事項全部証明書

東京都港区芝二丁目3番21号
 株式会社みなと都市整備公社
 会社法大等番号 0104-01-029046

商号	株式会社みなと都市整備公社	
本店	東京都港区西新橋二丁目10番19号	平成18年5月10日移転
	東京都港区芝二丁目3番21号	平成20年8月1日移転
		平成20年8月1日登記
公告する方法	官報に掲載する	
	電子公告により行う。 http://www.minato-anshinparking.com/news.htm やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、官報に掲載する方法により 行う	平成18年6月26日変更 平成18年6月28日登記
会社成立の日	平成3年4月1日	
目的	1. 駐車（輪）場の経営、管理及び運営 2. 駐車（輪）場に関する企画、調査及び運営 3. 損害保険代理業 4. 前各号に付帯する一切の業務	
発行可能株式総数	12万株	
発行済株式の総数 並に種類及び数	20万株	平成18年6月26日変更 平成18年7月26日登記
	発行済株式の総数 12万株	平成10年11月25日変更 平成10年12月16日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第196条の規定により平成18年5月1日登記
		平成18年6月26日廃止 平成18年6月28日登記

東京都港区芝三丁目3番21号
 株式会社みなと都市整備公社
 会社法人等番号 0104-01-029046

	<p>当社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>平成18年 6月26日設定 平成18年 6月28日登記</p>
	<p>当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる。</p> <p>平成20年11月30日変更 平成20年12月 1日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記</p>
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社</p> <p>平成18年 6月28日登記</p> <p>平成20年 6月26日廃止 平成20年 7月 1日登記</p>
会計監査人設置会社に関する事項	<p>会計監査人設置会社</p> <p>平成18年 6月28日登記</p>
解散	<p>平成20年11月30日株主総会の決議により解散</p> <p>平成20年12月 1日登記</p>
登記記録に関する事項	<p>平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により</p> <p>平成 9年 9月 4日移記</p>

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局港出張所管轄)

平成20年12月 4日

東京法務局
 登記官

齊藤孝一

